

徳島県告示第五百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和五年十一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		取消年月日	
株式会社サブライズ	鳴門市大麻町大谷字森崎四 四番地一	訪問介護サービスふるさと	鳴門市大麻町大谷字森崎四 四番地一	訪問介護	令和五年十一月十 九日		